

## 5. 計画実施における重点事項

海岸保全基本計画の実施に当たっては、海岸法の改正主旨に沿って次の事項を重点に整備としてのハードと管理・運営のソフトを連携させ展開を図っていく。また、東日本大震災からの一日も早い復興を目指した災害復旧を行う。

- (1) 地震津波・高潮への防災対策の推進
- (2) まちづくり・地域振興を支援する海岸づくり
- (3) 自然環境を保全・創造する海岸づくり
- (4) 適正な海岸管理の推進
- (5) 住民の参加による海岸づくり
- (6) 地域住民、NPO等の参画と情報公開

### 5.1 地震津波・高潮への防災対策の推進

東北地方太平洋沖地震の発生前は、政府の地震調査委員会において「宮城県沖」「東北地方の太平洋側」で大規模な地震が発生することを示していた。同委員会は「2020年までに80%の確率で発生する」との見解を示していた「宮城県沖」と合わせて「三陸一房総沖の海溝寄り」で大津波を起こす大地震が今後30年間に20%程度の確率で発生するとの評価結果を公表していた。このような中、平成23年3月11日に東北地方太平洋沖地震が発生し、津波により沿岸の地域で壊滅的な被害が発生した。

このため、津波・高潮対策の施設整備を中心としたハード対策とソフト施策を中心とした災害の被害を最小限にするための減災対策を一体的に推進し、津波に対する早急な対応を図る必要がある。

- 被災した海岸施設に必要な防護水準の早急な確保。
- 地震・津波に対して弱点となる危険箇所の重点的な施設整備を図る。
- 耐震施設、ITを活用した津波・高潮の防災ステーション等の整備。
- 津波・高潮に対する防災対策マニュアル、ハザードマップの作成、情報連絡体制の整備等被害の防止、軽減するためのソフト対策の強化。

## 5.2 まちづくり・地域振興を支援する海岸づくり

各市町では周辺のまちづくりとあわせて沿岸域の復興計画の策定が進められており、その中で様々なレクリエーション施設や観光資源の整備と連携をはかり海岸保全施設の整備、管理を行ってゆく。

### (1) まちづくりと一体となった海岸整備

海岸保全施設の整備に当たっては、安全確保と共に背後の都市開発関連事業や土地利用、市民の海岸利用と連携を図り整備を行っていく。



出典：岩沼市震災復興計画

図-5.1 まちづくり・地域振興と一体となった海岸整備

### (2) 観光の振興に役立つ海岸づくり

特別名勝松島や松川浦を始めとする景勝地となっている自然豊かな海岸については、維持または再生を図ると共に観光資源としての活用を考えた整備、管理を行っていく。



写真-5.1 海水浴場として利用

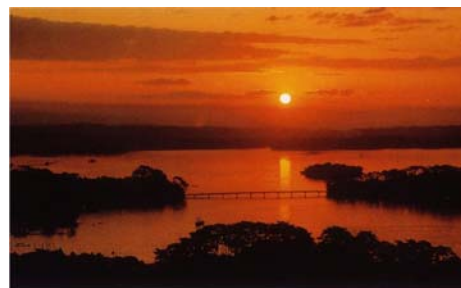


写真-5.2 日本三景・松島

### 5.3 自然環境を保全・創造する海岸づくり

東北地方太平洋沖地震の発生前より、循環型社会の構築、地球環境問題への対応するため、海岸は多様な生物が生息・生育する場所であることから、優れた自然環境の形成など自然環境の積極的な保全に努められていた。また、快適な海岸利用の促進及び生活環境の向上に役立つ海岸づくりを積極的に進められていた。

特に、蒲生干潟や松川浦、鳥の海等の潟湖は、国際的にも重要な渡り鳥の中継地・繁殖地・越冬地となっている。こうしたことから、学識経験者、NPO、地域住民等、広範な市民と連携し、干潟、潟湖の貴重な自然環境保全・回復が図られ、砂浜を保全するための施設整備にあたっては、環境や景観にも配慮した工法が選定されていた。

東北地方太平洋沖地震による地盤の沈降、津波による侵食により、海域の生物・水質・陸域の希少な生物・海岸環境が大きく変化した。

今後は必要に応じて、継続的なモニタリング調査を行い、自然環境に配慮した海岸づくりを進める。



写真-5.3 貴重な自然環境を有する干潟・潟湖

## 5.4 適正な海岸管理の推進

海岸保全施設は、1956年の海岸法の制定や伊勢湾台風等による大災害を契機に整備が進められてきた。平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により、海岸保全施設は壊滅的な被害が発生し、災害復旧等により新たな海岸保全施設の整備が進められている。整備後においては、維持管理費用や更新費用が増大することが予想され、また、適正な海岸管理が必要となる。

このため、海岸保全施設の定期的な点検と適時、適切な保全対策により、必要な防護水準と安全性を確保しつつ、供用期間に生ずる全ての費用を最小化することが求められる。

今後は、海岸保全施設の管理のための情報や、海岸利用・自然環境に関する情報などを一元的に管理する海岸管理データベースシステムの構築が課題となる。

各海岸における海岸保全施設の維持又は修繕については、地域の安全・安心のために以下の管理内容を基本として実施するとともに、海岸利用形態に応じた配慮事項を整備箇所整理表において整理する。また、隣接する海岸においては、各所管海岸管理者間で調整を行い、適切な管理に努める。

### □ 施設毎の管理内容

施設	内容
土木構造物 堤防、護岸、離岸堤、 突堤、胸壁	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び 5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・ 修繕を行う。
砂浜	日常巡視を実施し、砂浜の地形変化状況を監視する。
機械・電気設備を含む施設 水門(樋門)等	施設及び施設を操作するために必要な機械、器具等 を良好な状態に保つよう、操作規則等に従い、定期 的に点検・整備を行う。

## 5.5 住民の参加による海岸づくり

事業に当たってはワークショップの開催など、事業の計画段階から地域住民・NPO等広範な市民に参加してもらい住民と連携した事業の実施を図っていく。さらに、今後の海岸のあり方を話し合う場や海岸に関わる団体等の相互の情報交換の場の提供に努める。

また、地域住民・海岸利用者・海岸NPOと連携し、海岸愛護啓発活動（海岸美化活動、海岸パトロールによるゴミの不法投棄の監視等）を企画、実施するなど日常管理への住民参加を積極的にすすめると共に、アドプト制度（里親制度）の組織化や、海岸管理に関わる市町等への協力・支援に努める。

～ アドプト（里親）制度 ～

○アドプト制度とは、公共施設等の一部の区域、空間を「養子」とみなして、住民、団体、企業等（以下「参加団体」という。）が「里親」となり、「養子」となった施設の一部（区域等）を責任をもって保守管理をしていく制度である。この養子縁組を確認する意味で参加団体は、行政（公共施設管理者）と合意書を取り交わし、相互に役割を確認した上でボランティア活動を行う。

○行政は、活動の区域に里親の名称が入った表示板を設置するとともに清掃・美化作業に必要な用具の支給、集められたゴミの処理等の支援を行う。

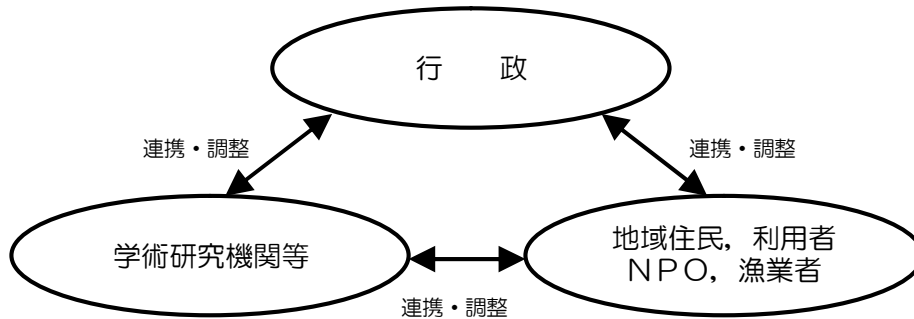


図-5.2 住民の参加による海岸づくりの体制イメージ

## 5.6 地域住民、NPO等の参画と情報公開

地域の人に愛され、地域住民等が積極的に参画できる海岸づくりのためには、アンケート調査やヒアリング等による住民意見の収集と反映だけでなく、事業の計画時点や実施段階においても地域住民、NPO等の積極的な参画を得て、合意形成を図りつつ事業を実施していく必要がある。また、海岸管理者等は海岸にかかわる情報を公開し、事業の透明性を向上していくものとする。